

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：16401

研究種目：若手研究

研究期間：2021～2022

課題番号：21K13220

研究課題名（和文）基本的人権保障のための諜報機関の法的統制

研究課題名（英文）Legal control of intelligence agency for protecting fundamental rights

研究代表者

小西 葉子（Konishi, Yoko）

高知大学・教育研究部人文社会科学系教育学部門・助教

研究者番号：00876708

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、「基本的人権を保障しながら、自国を守るための情報を適切に収集する諜報機関の法的統制は、日本においてどのように実現されるのか？」という問いに対して、比較法研究及び国内裁判例の判例評釈を中心とした研究を行った。具体的には、EU各国及びイギリスを対象とした諜報機関法制の鳥瞰的比較研究を行い、専門的第三者機関による諜報機関統制の重要性について実証する論文を発表した。更にこれを発展させ、秘密的な情報収集活動を伴う諜報機関の基本的人権保障のための統制という困難を克服しようとする諜報機関法制研究の手法や知見を、日本における警察活動に関する訴訟などの具体的な裁判例の分析に活かす試みを実践した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究を通じて、専門的第三者機関による諜報機関の統制が重要であること、そして十分な実定法が存在しないために日本の法学領域においては注目されてこなかった諜報機関研究の手法や知見が、日本の現在の警察活動に関係する裁判例の分析においても有用であることが明らかになった。諜報機関研究の手法や知見は、秘密的な国家の情報収集活動と、この活動により侵害されうる基本的人権のバランスという観点があるため、同様に秘密的な国家の情報収集活動である警察活動の分析としても活かすことができるという気づきは、法学研究の発展を加速させる学術的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This research had the question as a precondition: "In Japan, how can it realize that a legal control of intelligence agency to gather information properly for national security, while they shouldn't violate our fundamental rights?". I researched the following methods and achieved two results to answer this question. First, I examined comparative legal research of intelligence law in EU countries and the UK from a broad point of view. As a result, I learned that a specialized oversight board sometimes plays a crucial role, and this result has been published. Second, after developing the first result, I tried to analyze some real cases in courts in Japan, such as a trial to protect human rights against the activities of law enforcement agencies, with the research methods and knowledge of intelligence study. Because intelligence study as legal research has a nature to try to overcome the difficulty between their hidden activities and the protection of fundamental rights.

研究分野：憲法学

キーワード：基本的人権 諜報機関 第三者機関

1. 研究開始当初の背景

本研究は、スノーデン事件(2013年)や日本政府のFive eyesとの連携報道(2020年)などの社会的状況にもかかわらず、諜報機関法制が十分でない我が国において、諜報機関の法的統制に対する社会的・学術的関心が強く表れていない現状に懸念を抱き、「基本的人権を保障しながら、自国を守るための情報を適切に収集する諜報機関の法的統制は、日本においてどのように実現されるのか?」という学術的「問い」に回答したいと考えたことから始まった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、諜報機関の法的統制の比較法的分析に基づき、日本において実現可能な、基本的人権保障のための諜報機関の法的統制の内容形成である。

3. 研究の方法

本研究は、2.記載の目的を達成するための方法として、3つの手段を用いた。

基本的人権の保障を目的とした諜報機関の法的統制と、各国の憲法秩序との関連性の多国間比較、ドイツ・オランダ・イギリスでの現地調査、日本において実現可能な諜報機関の法的統制の具体的な検討である。4.(3)において後述するとおり、海外現地調査についてはその時期が2023年3月に遅れたため、との実施順序が逆転している。

研究の方法における学術的独自性として、諜報機関法制に基本的人権保障の仕組みを組み込む視点を重視して研究を行ったこと、多国間比較法の手法によることが挙げられる。研究計画当初は、多国間比較法の対象国としてアメリカを含む予定であったが、ドイツをはじめとするEU各国、イギリスを中心とした研究を行った。

4. 研究成果

研究の主な成果は、三つある。

(1) 第一の成果

小西葉子「行政機関の透明性 欧州各国の諜報機関法制を題材として」総合法政策研究会誌5号(2022)48-65頁において、欧州基本権機関(FRA)の資料を用いてEU各国及びイギリスの諜報機関の種別を整理し、またこれらの機関に対する監督・統制機関の設置状況や権限等を俯瞰的に示したことが、第一の成果である。

この研究を通じて、専門家集団を念頭ににおいた第三者機関による諜報機関の統制の有効性を、鳥瞰的な国際制度比較という手法によって示す一方、十分な権限が無かったり、権限があっても十分に行使されていなかったりと、形骸化した第三者機関も少なくないことが明らかになった。

ここから、第三者機関を導入すること自体を目的とすることなく、秘密的な情報収集をする諜報機関の活動から基本的人権を保護するにあたり実効的に作用する機関を構築することの重要性を強調する必要があることがわかった。

本論文は、研究手法の を用いた研究の成果である。

(2) 第二の成果

小西葉子「国家の情報収集活動に対抗するための憲法訴訟のありかたを考える - 大垣警察市民監視国家賠償請求・個人情報抹消請求事件を題材として -」第8回一橋憲法判例研究会(2023年2月11日)報告において、諜報機関法制に関する比較法研究の知見、特に秘密的な情報収集により縮減せざるを得ない透明性の要請を補填し、同等の人権保障を実現するために第三者機関の権限を強化しなければならないというドイツ連邦憲法裁判所の見解を用い、日本の裁判例分析を行ったことが、第二の成果である。

本報告は、研究手法の を用いた研究の成果であり、対象とする日本の裁判例を多角化した上で、今後論文として刊行を予定している。

(3) 第三の成果

2023年3月7日~18日に実施したドイツ・オランダ・イギリスへの現地調査により得たものが、第三の成果である。ただし、現地調査は本来2022年夏を予定していたが、COVID-19の影響で延期を余儀なくされたため、本現地調査により得た資料等に基づく論文・研究報告等の成果は、未公表である。また当初の計画では、ドイツ・イギリス両国への現地調査を予定していたが、オランダでは諜報機関研究が盛んであること、また第一の成果に至る過程でオランダの諜報機関(AIVD)について関心を抱いたことから、ドイツ・オランダ・イギリスの三か国へ訪れた。

ドイツでは、諜報機関統制について積極的に発言を続けるUlf Buermeyer氏(元ベルリン地方裁判所裁判官、人権擁護NPO団体GFF会長)、AIと国家機関の作用について先鋭的な論稿を発表するThomas Wischmeyer氏(Bielefeld大学教授)へのインタビュー調査を行った。またドイツ国立図書館ベルリン(Stabi)において、極めて充実した資料調査を実施することができた。

オランダでは、日本の安全保障について関心を持つBoonen Marte氏(Leiden大学Ph.D候補)

へのインタビュー調査を行った。また先方の急病により実際の面会はかなわなかったが、Leiden 大学において諜報機関研究のプロジェクトを進める Simon Willmetts 氏 (Leiden 大学助教) と面会の調整をしていたため、今後に繋がるやりとりを行うことができた。またハーグの国際刑事司法裁判所における裁判傍聴も実施し、諜報活動が裁判において扱われる際の在り方についても知見を広げることができた。

イギリスは滞在が 1 泊 2 日の旅程であり、且つ同旅程がロンドン市内の公共交通機関のデモと重複したため、大英図書館での資料調査にとどまったが、スノーデン事件を受けたイギリスの諜報機関法制である Investigatory Powers Act2016 の制定関連資料や英国での最新の論文などを入手することができた。

現地調査は、研究手法の を用いたものであり、今後の研究につながる人的関係又は資料上のリソースを形成するという成果を得た。

(4) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

第一の成果は、諜報機関の統制機関の検討という観点から専門的第三者機関の重要性を実証的に示すのみならず、日本国内においてはこれまで邦語で詳細に紹介されていない海外資料の分析という価値も有する。

第二の成果は、諜報機関研究を日本の (諜報機関が必ずしも登場しない) 判例の評釈手法と結びつけるという点で、諜報関係が訴訟となる機会が乏しい日本において、新たな視点を提供するものとなる。

第三の成果は、現時点で具体的なインパクトを有するものではないが、研究代表者の今後にとって欠くことのできない国外での研究活動の足掛かりとして、(5) の今後の展望につながる重要な意義を持つ。

(5) 今後の展望

本研究を通じ、研究代表者は、「諜報活動の統制方法の限界や訴訟の難しさ、取り扱う情報とその取扱い方といった制約のもとで、憲法的価値の果たす役割が限定されていないか？」という疑念を抱くに至った。

この問題意識は、日本学術振興会科学研究費助成事業若手研究課題番号 23K12397 「諜報機関法制における憲法的価値の役割と限界」(研究期間 2023 年 4 月 - 2027 年 3 月) のテーマに発展し、継続的な研究が行われている。

なお第三の成果から、研究代表者は、国際的な発信や人的交流の重要性を痛感した。今後の展望として、少なくとも年に 2 度は海外へ訪問することを続け、国内外において日本の諜報機関を統制する法制度の欠陥や、それによって発生している問題について問い続けていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

| | |
|---------------------------------------|---------------------|
| 1. 著者名 小西葉子 | 4. 巻 5 |
| 2. 論文標題 行政機関の透明性 欧州各国の諜報機関法制を題材として | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 総合法政策研究会誌 | 6. 最初と最後の頁 48-65 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

| |
|---|
| 1. 発表者名 小西葉子 |
| 2. 発表標題 国家の情報収集活動に対抗するための憲法訴訟のありかたを考える - 大垣警察市民監視国家賠償請求・個人情報抹消請求事件を題材として - |
| 3. 学会等名 第8回一橋憲法判例研究会 |
| 4. 発表年 2023年 |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|